

## 放課後児童クラブにおけるプール活動の留意点 -「まさか」をなくすために、こどもの命を最優先する知識と備え

放課後児童クラブにおけるプール活動・水遊びは、こどもにとって楽しく、成長の機会にもなる一方で、ひとたび事故が起これば、命に直結する非常に重大なリスクをはらんでいます。

放課後児童クラブの職員一人ひとりが「まさか」をなくすために、プール活動において押さえておきたい留意点や、事故防止のために必要な備えをあらためて確認し、実践につなげていきましょう。

---

### 放課後児童クラブにおけるプール活動中の事故

---

放課後児童クラブでのプール活動・水遊び中には、毎年のように、溺水や重大な事故が発生しています。

その多くは、

- 「見えていると思っていた」
- 「気づいているつもりだった」
- 「泳力があると思っていた」
- 「大丈夫だと思った」

といった、わずかな油断や「これくらいなら」という判断の積み重ねから起きています。

水の事故には、転倒や打撲といった他の事故と比べ、次のような特徴があります。

- 発見・救出が遅れると、短時間で命の危険に直結する。
- 「見守っているつもり」でも、監視方法が不十分であれば、目の前で溺れていても気づけないことがある。

「私たちの放課後児童クラブは人数も少ないし、今まで事故もないから大丈夫」という根拠のない安心感が、もったも危険です。これまで事故がなかったのは、たまたま重大事故につながらなかつただけかもしれません。過去に起きた事故を他人事とせず、「私たちのクラブでも起こりうる」と捉えることが、事故防止の第一歩です。

#### 放課後児童クラブで起きたプール事故①(過去の事例より)

放課後児童クラブにおいて、プール活動中に小学1年生の男児が水深1メートルを超える深いプールで溺れ死亡。

事故現場は浅いプールと深いプールが隣接し、仕切りの柵を越えて容易に行き来できる構造だったが、事業者は「例年利用している」という慣れから事前の現地踏査やリスク評価を行っておらず、この構造的な危険性を認識していなかった。

当日は、プール活動に特化した安全管理マニュアルがないまま実施され、参加児童の泳力確認や能力に応じた遊泳エリアの制限、2人1組(バディ)やグループを組んでお互いの安全確認を行うなどの基本的な安全対策が講じられていなかった。また、監視体制においても役割分担が当日に決まるなど計画性が乏しく、一部の職員が見学児童の対応に追われるなど配置に不備があり、プール全体をくまなく監視できていなかった。

結果として、遊泳能力の乏しい男児が深いプールへ移動したことに職員が誰も気づけず、溺れている男児を他の児童が発見するまで放置される事態となった。さらに救助後も、AEDの設置場所を職員が把握していないなど、緊急時対応の準備不足も露呈する結果となった。

#### 放課後児童クラブで起きたプール事故②(過去の事例より)

放課後児童クラブの所外活動として実施されたプール遊び中に、小学1年生の男児が水深1.1-1.2mのプールで溺れ死亡。

事故現場には水深を浅くするための水深調整台が設置されていたが、一部にしか敷かれておらず、水深が深いままの場所が存在していた。放課後児童クラブは、プール活動の安全管理を施設運営者に一任する認識で、自らは安全マニュアルの作成や事前の安全確認を行っていなかった。また、施設運営者側も、自由な遊びにおける危険性の認識が甘く、安全対策のルールが担当職員に徹底されていなかった。

当日は、プール活動に特化した安全計画がないまま実施となり、参加児童の泳力の確認は不十分で、浮き具の着用も徹底されず、亡くなった男児は未着用だった。監視体制においても、両事業者間で役割分担の認識に齟齬があり、写真撮影担当の職員を監視員と誤認するなどの状況が生じていた。結果として、ルールで定められた人数の監視員が配置されず、監視が不十分な状態だった。

これらの要因が重なり、泳げない男児が水深調整台のない深いエリアに入り溺れたことに誰も気づかず、発見が大幅に遅れた。さらに、救助後も救命措置が遅れるなど、緊急時対応の準備不足も露呈する結果となった。

これらの事例は、「見ているつもり」「気をつけているつもり」では不十分であることを示しています。

こども一人ひとりの体格・能力に応じた具体的なルールづくりと、それを確実に実践する監視体制がなければ、重大な事故は防げません。

水の事故は、対策の不備や発見のわずかな遅れが、そのまま命の喪失につながるという、極めて高いリスクを持っています。「ルール・体制・意識」のどれか一つでも欠けていないか、今一度点検する必要があります。

## プール活動中の事故を防ぐために－放課後児童クラブの責務

放課後児童クラブでのプール活動・水遊びにおいて、こどもの命を守る責任はクラブにあります。安全な環境を整えることは、単なる「配慮」ではなく、「責務」です。

ここでは、放課後児童クラブとして特に徹底したいポイントを6点、整理します。

- (1) プール活動に特化した安全計画とマニュアルの整備・見直し
- (2) 監視体制の構築
- (3) こどもの状況把握と遊泳区域の設定
- (4) 職員研修と情報共有
- (5) 児童への安全指導
- (6) 緊急時への対応体制整備

これらの対応にあたり、個々の放課後児童支援員等において判断に迷う場合やスキル不足がある場合は、他の職員と連携したり情報を共有したりするなどして、組織としての対応を徹底的に追及・強化していくことが必要です。

### (1) プール活動に特化した安全計画とマニュアルの整備・見直し

プール活動など日常と異なる活動を行う際は、事前に危険の洗い出しと評価を実施することが必要です。

評価結果等に基づき、プール活動・水遊びに特化したマニュアル(監視体制、人数配置、使用可能な水深、活動時間、休憩・水分補給、熱中症対策、荒天・高水温時の対応など)を作成します。

毎年度、夏季休暇前などに、計画・マニュアルの内容を見直し、事故・ヒヤリハット事例や最新の通知・ガイドライン等も踏まえて改善します。

作成した計画・マニュアルは、全職員に周知し、内容を理解・共有できるよう研修などを通じて徹底します。

### (2) 監視体制の構築

プール活動中は、「監視に専念する職員」と「こどもと一緒に活動する職員」を分けることが望めます。

プールの広さやこどもの人数に応じて、必要な監視者数を確保し、死角が生じない立ち位置を決めます。職員ごとに監視するこどもを明確にしておくことで、「誰がどのこどもを、どのような観点で見るのか」を曖昧にしないことが大切です。特に、身長が水深に満たないこどもや水になれていないこども、疲れやすいこどもなど、危険度の高いこどもを把握し、重点的に目を配る体制を構築します。

活動中は、プール全体、こども全員を監視します。その際、「なんとなく全体を見る」ではなく、職員間でエリアを分けて監視することや、何分おきに全員の所在・様子を確認するのか、見えなくなったこどもがいたらどうするか、といった具体的な監視方法を事前に決めておき、職員間で共有しておくことで、監視体制の実効性を高めます。ま

た、自由遊びの時間が中心のプール活動においては、何分かに 1 回の休憩を設け、全員を一旦水から上げて人数を確認するなど、定期的にこどもの状況を把握する時間を設けることも有効です。

こどもがルールを守らず危険な行動をとった場合には、その場ですぐに呼びかけて行動を止め、安全な行動を指導します。

### (3)こどもの状況・プール等の状況の把握と遊泳区域の設定

活動前に、それぞれのこどもの身長・体格、遊泳能力(泳げる距離、泳ぎ方、水への慣れ)、既往歴(ぜんそく、てんかん、心疾患など)を保護者から聞き取ったうえで、プール活動への参画有無とその程度を確認します。また、小学校での水泳に関する指導内容や指導の頻度・体制について、在籍校に確認する等により状況を把握します。その際には、「水泳等の事故防止について」(令和7年5月2日付7ス庁第274号スポーツ庁次長通知、巻末ご参照)等を参照することも考えられます。活動時には、毎回使用するプール等の状況(水深、管理体制、周囲の環境、天候等)を事前に把握します。

上記の情報をもとに、利用可能なプール(水深・構造)、入ってよいエリア(浅い場所/深い場所)、浮き具やゴーグル等の必要有無を明確に、こどもにもわかるように示します。特に、放課後児童クラブは様々な学年のこどもと一緒に活動するため、例えば1年生と6年生が同じプールに入る場合、誰の身長を基準に水深を判断するかが問題となります。そのため、最も小さいこどもに水深を合わせる、あるいは水深が異なるプールではエリア間の行き来をできないようにする、といったルールを設けることが必要になります。同様に、遊泳能力の低いこどもは、深いプールや足がつかないエリアには入れないルールも徹底します。

なお、放課後児童クラブの管理下を離れ、学校のプール教室等に参加・引率をする場合、学校職員と事前協議を行い、放課後児童支援員等との業務内容等を明確にしておくことや、当日の参加児童人数の確実な把握及び引継ぎが求められます。

### (4)職員研修と情報共有

「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止」(教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について(令和7年6月3日)、巻末ご参照)等のガイドラインや、関係機関からの事務連絡(事故情報・注意喚起)を定期的に確認し、内容を放課後児童クラブ内で共有します。

そのうえで夏季休暇前などに、改めてプール活動・水遊びに関する職員研修を実施し、プール活動で起こりうる事故の種類、過去の事故事例・ヒヤリハット事例、緊急時の連絡体制と役割分担、監視のポイント等を全員で確認します。本能的溺水反応(後述)の特徴、正常性バイアス(予期しない出来事や危険な状況に直面したときでも、「自分たちは大丈夫」「事態は深刻ではない」と考えてしまい、状況を過小評価してしまう心理的傾向)の危険性を共有することも有効です。放課後児童クラブは、異学年のこどもが同時に活動する特徴があり、こどもの発達段階を踏まえたプール活動や水遊びの内容を検討する必要があることを職員全員が理解することが重要です。

なお、長期休業期間は、一時的にアルバイト等を配置する可能性があることから、通常と異なる等体制上の懸念がある場合は、プール活動を中止する等の判断を行ってください。

## (5)こどもへの安全指導

活動開始前に、こどもにもわかりやすい言葉で、プールで守るべきルール、やってはいけない危険な行動(飛び込み、ふざけて押す・潜らせる、走るなど)、具合が悪くなったときの申し出(頭が痛い、気分が悪い、寒いなど)を繰り返し説明します。

ルールを守れなかった時は、その理由を説明したうえで、必要に応じて遊泳を中止させるなど、明確な対応を行います。

「危ないからダメ」だけではなく、「なぜ危ないのか」「どうすれば安全なのか」を理解させることで、こども自身が危険を認知し安全を守る力を育てます。

## (6)緊急時への対応体制整備

溺水や事故が発生した際の対応手順(誰が救助、誰が119番、誰が他のこどもを避難させるか、誰が保護者に連絡するか等)を、事前にマニュアル化しておくとともに、活動ごとに分担を明確化します。

プールからすぐ手の取れる場所に、救助用具(フック、浮輪など)、AED、連絡手段(携帯電話・内線など)を必ず準備し、どの職員も使い方や設置場所を把握しておきます。

救助訓練や心肺蘇生法の研修、緊急時のロールプレイを行い、実際の場面で迷わず動けるようにしておきます。

こどもに対して、自分や自分の周りに異変があった場合には躊躇なく周囲の放課後児童支援員へ状況を知らせるよう、周知しておきます。

### 「静かに溺れる」という事実(本能的溺水反応)

一般的にイメージされる「大声で助けを求め、暴れる」溺れ方は稀です。実際の事故の多くは、誰にも気づかれないまま静かに発生しています。

呼吸確保に必死で、声を出す余裕がない。

水面で顔を上げようとする動きが、「遊んでいる」「潜っている」ように見えてしまう。

わずか数十秒で静かに沈んでしまう。

### 監視する側に求められる姿勢

現場では、「遊び」と「溺れ」を見分けることは非常に困難です。また、人は異常なことが起こったときに「大したことではない」と落ち着こうとする心の安定機能のようなものがあり、これが事故の被害拡大の要因となる場合があります。実際に、放課後児童クラブにおいて、こどもの異変を「疲れているだけ」と誤認し、死亡事故に至った事例もあります<sup>1</sup>。

事故を察知して適切な行動をとるために、以下の点を徹底してください。

- ・ 助けを求める声を待たない：SOSが出せないことを前提に監視する。
- ・ 違和感を放置しない：「動きが不自然」「静かすぎる」と感じたら、迷わず即座に確認する。
- ・ 境界を見極める：常に全員の所在と状態を把握し続ける。

溺れるこどもを守れるかどうかは、「こどもが助けを求められるか」ではなく、「大人が変化に気づけるか」にかかっています。

---

<sup>1</sup> 邑南町デイキャンプ事故検証委員会「邑南町デイキャンプ事故検証委員会報告書」令和6年3月

## 正しい知識と対策のもとで、安全なプール活動を

放課後児童クラブのプール活動が、子どもたちにとって楽しく、思い出に残る体験となるかどうかは、安全が確保されているかにかかっています。「うちの放課後児童クラブは今まで事故がないから大丈夫」「職員はベテランばかりだから心配ない」といった根拠のない自信こそが、最も危険です。

子どもの命は、何にも代えられません。正しい知識と万全の対策のもとで、プール活動を「安全で、心から楽しい時間」にすることこそが、放課後児童クラブに求められる役割です。

今一度、自分たちの放課後児童クラブの体制を見直し、「まさか」を確実になくしていく取組を、すぐに実践していきましょう。

### プール活動における留意点

(こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡「放課後児童クラブにおけるプール活動について」より)

※プール活動実施時の安全点検チェックリストとしてご活用ください。

- 監視体制、職員研修、子どもへの安全指導、緊急事態への対応(連絡体制やAEDの所在確認等を含む)等に関するマニュアル等を作成する。
- 作成したマニュアルを、全ての職員(放課後児童支援員以外の職員やボランティア等を含む)に周知し、理解させる。マニュアルに即した研修や訓練を実施する。
- 使用するプール等の状況(水深、管理体制、周囲の環境、天候等)を事前に把握する。
- 通常と異なる等体制上の懸念がある(一時的なアルバイト等の配置など)場合は、プール活動を中止する等の判断を行う。
- 利用児童の発達段階を踏まえたプール活動や水遊びの内容を検討する。
- 保護者や学校との情報共有により、プール活動に参加する子どもの泳力や心身等の状況を把握する。
- 学校での水泳に関する指導内容について、在籍校に確認する等により把握する。
- 放課後児童クラブの管理下を離れ、学校のプール教室等に参加・引率をする場合、学校職員と事前協議を行い、放課後児童支援員等との業務内容等を明確にしておく。また、当日の参加児童人数の確実な把握及び引継ぎを行う。

## 参考

### 【こども家庭庁による放課後児童クラブのプール活動に関する注意喚起の文書】

[事件・事故情報の共有・注意喚起について\(放課後児童クラブのプール遊びにおける死亡事案の発生について\)\(令和7年7月31日\)](#)

◆ 放課後児童クラブのプール活動中に発生した死亡事故の情報を共有



[放課後児童クラブにおける夏季休暇中の安全管理の徹底について\(令和7年7月2日\)](#)

◆ 小学校の夏季休暇中における放課後児童クラブの安全管理を徹底するよう注意喚起を実施



[教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について\(令和7年6月3日\)](#)

◆ 放課後児童クラブを含む教育・保育施設におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故を防止するために必要な対策を周知



[放課後児童クラブにおけるプール活動について\(令和5年8月18日\)](#)

◆ 各市区町村におけるプール活動の実施状況等を踏まえてプール活動の留意点を周知



### 【他省庁によるプールでの事故を防ぐための対策等に関する文書】

[水泳等の事故防止について\(通知\)\(令和7年5月2日\)](#)

◆ スポーツ庁による通知。水泳等の事故防止のため、毎年、都道府県教育委員会・学校・自治体へ向けて必要な措置等を周知



[学校における水泳事故防止必携\(2018年改訂版\)](#)

◆ スポーツ庁による水泳事故防止対策ガイド



[幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために\(2019年9月\)](#)

◆ 消費者庁によるプール活動・水遊びに関するチェックリスト、監視のポイント



放課後児童クラブにおける事故防止(こどもの危険回避能力向上)に関する調査研究 委員(五十音順・敬称略)

氏名	所属
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授
金坂 尚人	特定非営利活動法人S-pace 神戸市立六甲道児童館 館長
木宮 敬信	常葉大学 教育学部 教授
鈴木 瞬	金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 准教授
高野 直美	群馬パース大学 看護学部 看護学科 講師
高野 由美子	世田谷区役所 子ども・若者部 児童課 課長補佐
塚原 星子	世田谷区役所 子ども・若者部 児童課 課長補佐

---

放課後児童クラブにおけるプール活動の留意点

—「まさか」をなくすために、こどもの命を最優先する知識と備え

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業

放課後児童クラブにおける事故防止(こどもの危険回避能力向上)に関する調査研究

2026(令和8)年3月発行

発行・編集／みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

社会政策コンサルティング部

〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5

TEL 03-5281-5276